

2 幼児指導者に求められる高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員の配置と増員をお願いします。また、市町に対して、非常勤嘱託などを配置する際には、現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約を含む）の適用から除外するよう、働き掛けをお願いします。

幼児指導者は以下の業務を行っています。

資料V-2-① 幼児指導者の業務

- 指導
- 相談
 - ・ 専門調査（保護者や対象児に行う相談や検査）
 - ・ 出張相談やスクリーニング
 - ・ 電話相談
- 保護者支援
- 園との連携
 - ・ 在籍園訪問や電話、連絡ノート、指導報告書、実態報告書による情報交換
 - ・ ケース会議への参加
 - ・ 在籍園担任を対象としたことばの教室説明会や指導公開の開催
- 啓発
 - ・ パンフレット、教室便りの配布
 - ・ 市町内園長研修会や療育支援講座における説明、啓発
- 他機関との連携
 - ・ 医療機関への紹介
 - ・ 母子保健担当者、保健師、発達療育支援機関、大学、医療機関との情報交換
 - ・ 小学校や学齢の通級指導教室との連携
 - ・ 健診への協力
 - ・ 言語聴覚士 主催の講演会や懇談会への参加

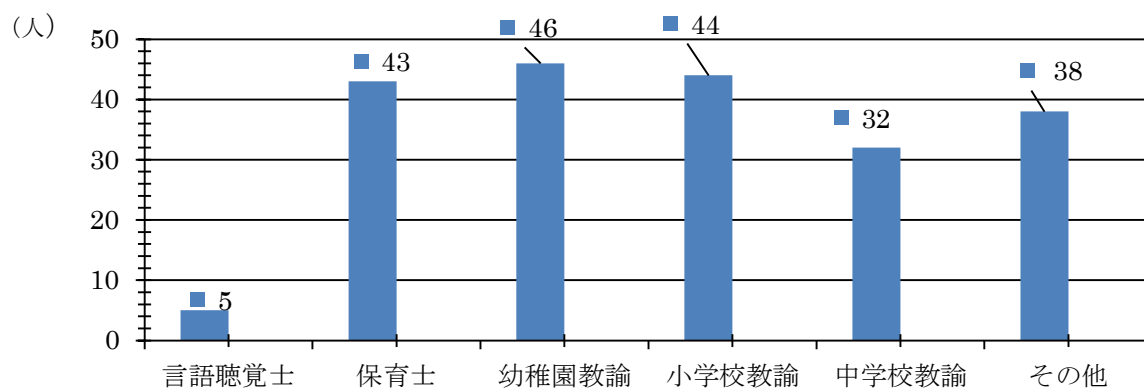
以上の業務を行うにあたっては、高い専門性が求められます

近年「幼児ことばの教室」が増加し、指導を受けられる幼児が増えたことは、幼児指導の重要性からみても大変望ましいことです。令和元年度、県内の幼児ことばの教室での年間指導延べ人数は、2,600人強でした（資料V-1-⑤A）。これは、指導者一人当たりになると、25人になります。勤務形態は市町によって異なっており、指導可能な時間が限定されています。勤務日数が週4日間だったり、勤務時間が午前中のみだったりと限られた時間の中での確なアセスメントを行い、個々の特性に応じた教材準備・評価等を行うには多くの時間がかかります。そのため、やむを得ず隔週の指導を行ったり待機させたりしている市町があります（資料V-1-⑧）。また指導者は、相談、園との連携や啓発、他機関との連携や支援等、指導以外にも指導に関連した様々な業務が求められ、その責任を担っています（資料V-2-①）。相談においては、昨年度2,318件行っています。その職責を担うためには、研修の充実は不可欠です。現在は本研究会や市町が主催で初任者研修を始め定例研修会を行い研修の場を設けていますが、県として幼児担当者のための研修会を、増やしていただきたいと願います。

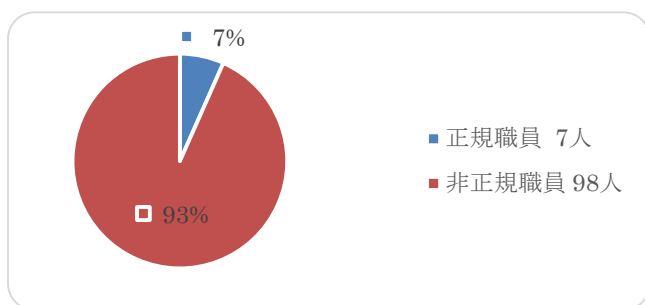
指導者は高い専門性や資格を持ちながら（資料V-2-②）身分は臨時や非常勤が多く、正規の職員は7%にとどまっています（資料V-2-③）。非正規の勤務年数を制限している市があり（資料V-2-④）経験年数が5年以下の担当者が約6割です（資料V-2-⑤）。現行のままでは、せっかく身に付けた専門性がこうした制限により生かされなくなってしまうと同時に、毎年のように初任者が専門性を身につけるための研修も必要となります。

今後、ますます高い専門性を生かして指導に当たれるよう、県の設置要綱等を定め、正規職員の配置し、現行の他業務同様の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加についての制約も含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いします。それに加えて、研修会には公費で出張ができますようお願いいたします。

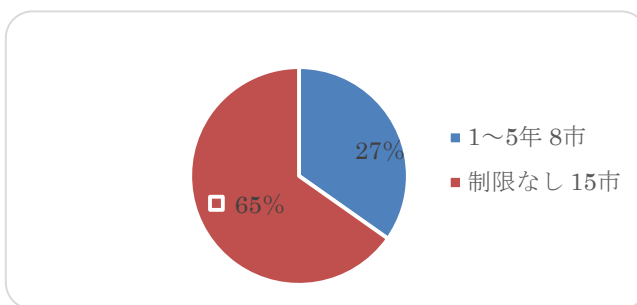
資料V-2-② 指導者の保有する資格（全担当者100人中）



資料V-2-③ 指導者の身分



資料V-2-④ 非正規職員の雇用年限



資料V-2-⑤ 指導者の現教室での経験年数

